

## 簡易宿所指導基準

都市計画局建築指導部

消防局予防部

健康局健康推進部

当基準は、建築基準法、消防法及び旅館業法を適用するにあたり、建築基準法別表第 1 (い) 欄 (2) 項に掲げる用途 (ホテル及び旅館に限る。) に供する建築物で、かつ、旅館業法第 2 条第 4 項に該当する「簡易宿所営業」を営む施設の構造設備等にかかる共通の取扱いを定めたものである。構造設備等にかかる規定の適用に当たっては、建築基準法、消防法及び旅館業法の規定によるほか、「2. 寝所寝台の区分」に応じて、それぞれ次の基準によること。

1. 用語等の定義	
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する (客室を定員 2 名以上の追い込み式営業形態で使用する) 構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
寝所 (しんじょ)	就寝するための空間をいう。(当基準に適合する寝所は建築基準法における 1 の居室とみなさない。)
寝台 (しんだい)	就寝するために布団等の寝具を敷設するための自立する構造の台(ベッド)をいう。
寝床 (ねどこ)	就寝するために布団等の寝具を敷設する水平面の部分 (寝台の寝具敷設部) をいう。
カーテン等	施錠装置がなく随時開閉することができる布製 (防災物品) のものをいう。
目隠し等	目隠しの効果のある棚などの家具をいい、ガラス等の透明なもので隔てとなるものを含む。
客室内通路	寝台の昇降部若しくは寝所の出入口から客室の出入り口までの経路をいう。
床面積 (内)	壁内々で計測する有効面積をいう。
床面積 (芯)	壁芯々で計測する面積をいう。(建築基準法上の面積算定による。)

2. 寝所寝台の区分	
次に該当しないもの又は複数の区分に該当する場合は関係部局と協議すること。	
① ブース型寝所	寝所の周囲が目隠し等により囲われ一定のプライバシーが確保されて独立した部分を形成するものをいう。 ※ 1 建築物の部分と一体となった目隠し等は建築物の一部 (壁) として扱う。 ※ 2 ブース内部に複数の寝台を設置する場合は、該当する寝台区分の基準を併せて適用する。 ※ 3 ブースの奥行又は幅が寝床の幅 (短辺) に 30cm を加えた寸法に満たず、かつ、寝床が目隠しで覆われる寝所はカプセル型寝台の区分を適用する。
② カプセル型寝台	自立構造の箱型寝台の内部で就寝するものをいう。
③ 棚状寝所	寝床若しくはそれを支える支柱が建築物と一体で造り付けられ又は建築物の一部を利用して、棚状の寝床を形成するものをいう。(寝台を建築物に固定し棚状の寝床となるものを含む。) ※ 1 客室の床と別に設置する寝床は施設の床面積に算入しない。 ※ 2 寝床が上下に重なるものについての旅館業法上の取扱いは階層式寝台とする。
④ 階層式寝台	自立構造の寝台で寝床が上下に重なるものをいう。

3. 寝所寝台構造基準					担当 部局
	① ブース型寝所	② カプセル型寝台	③ 棚状寝所	④ 階層式寝台	
1.開放性 (客室への 開放性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1面以上を随時開放することができ、出入りする部分はカーテン等で通路に有効に開放できること</li> <li>客室内通路に常時開放された開口部を設けること。当該開口部の有効面積はブース床面積の1/7以上とすること</li> </ul>	/	寝台は他の寝台から見通すことができない構造又は設備を有すること (大阪市旅館業法の施行等に関する条例第5条第5号ア)		健康局
	ブース壁面の上部で天井面から50cm以上下方までの部分が開放されていること。		カプセルの出入口はカーテン等で通路に有効に開放することができ、個人で施錠できない構造であること。	寝床の長辺の面が客室内通路に随時有効に開放することができること。	
2.寝所寝台の階層等	/	カプセルの積み重ねは2以下であること	寝床は2層以下であること	寝台は2層とすること	健康局
	ブースの階層は1であること。	/	/		都市計画局
3.寸法等	/	1の寝台の有効面積は1.6㎡以上であること	寝台は、幅0.9m以上、長さ1.8m以上であること (大阪市旅館業法の施行等に関する条例第5条第5号イ)		健康局
	/	下段カプセルの底面の高さは、客室床面より20cm以上であること	/		
	/	カプセル内の大きさは有効高さ1m以上とすること	寝台の高さは次の通りとすること ・上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること (旅館業法施行令第1条第3項第2号) ・上記間隔は就寝部の有効高さとすること		
	/	配列は10連以内とし、10連をこえて連続設置する場合は、通路(有効幅員1.2m以上)または不燃材料で造られた壁を設けること。	/	/	都市計画局

(3. 寝所寝台構造基準)					担当 部局
	① ブース型寝所	② カプセル型寝台	③ 棚状寝所	④ 階層式寝台	
4. 防火	目隠し等は不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造られていること。	・カプセルは不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造られていること。 ・上段カプセルの底面は客室床面から1.5m以下とすること。	建築基準法の内装制限が適用される部分と一体となる寝台の部分は、同法の規制対象とみなす。		都市計画局
	寝所に自動火災報知設備の感知器を設置すること。ただし、客室の天井に設けられた感知器により有効に感知できる場合は、この限りでない	カプセル内に自動火災報知設備の感知器を設置すること(出入りする部分が常時開放されているものを除く)	寝所に自動火災報知設備の感知器を設置すること。ただし、客室の天井に設けられた感知器により有効に感知できる場合は、この限りでない		消防局
	スプリンクラー設備が法令により設置されるものであって、寝所が散水障害となる場合は、寝所にもスプリンクラーヘッドを設けること	スプリンクラー設備が法令により設置されるものにあつては、カプセル内にもスプリンクラーヘッドを設けること	スプリンクラー設備が法令により設置されるものであって、寝所が散水障害となる場合は、寝所にもスプリンクラーヘッドを設けること		
5. 安全衛生		カプセル内には機械換気装置を設置すること。(換気回数は1時間あたり5回以上とすること。)			都市計画局
		カプセル内に棚、机等の設備を設けないこと。ただし、壁面に設ける簡易なものはこの限りでない。	寝所には棚、机等の設備を設けないこと。ただし、壁面に設ける簡易なものはこの限りでない。	寝台に棚、机等の設備を設けないこと。	
	寝所内での喫煙を禁止する				
寝所内に避難経路図を掲示すること					消防局
		上段のカプセルはカプセルごとに安全に昇降でき、かつ、転落を防止するための適当な措置を講じた固定式はしご(タラップ)が設けられていること	上段の寝台は転落を防止するための設備を有すること (大阪市旅館業法の施行等に関する条例第5条第5号ウ) 上段の寝台への昇降のための堅ろうな階段又ははしごを有すること (大阪市旅館業法の施行等に関する条例第5条第5号エ)		健康局

4. 客室基準					担当 部局
	① ブース型寝所	② カプセル型寝台	③ 棚状寝所	④ 階層式寝台	
1.防火避難	ブース出入口は片面配置の場合は幅 90cm、両面配置の場合は幅 1.2m 以上の客室内通路に面していること。	カプセルの出入口は幅 1.2m 以上の客室内通路に面していること。			都市計画局
		カプセルが 2 層となる場合、上段のカプセルを通路等で連結しないこと。	寝床が 2 層となる場合、上段の寝床を通路等で連結しないこと。	上段の寝台を通路等で連結しないこと。	
	客室には局部的な階段、吹抜を設けてはならない。				
	客室内に避難経路図を掲示すること				消防局
2.環境衛生	客室には採光上有効な窓が設けられていること。また、出入口は宿泊者が自由に開閉できる構造であること (大阪市旅館業法の施行等に関する条例第 5 条第 4 号 (同条例第 3 条第 2 号ア及びイ))				健康局
	1 客室の床面積(内)は、4.9 m <sup>2</sup> 以上であること。ただし、総客室の延べ床面積(内)が 33 m <sup>2</sup> 未満の場合は、この限りでない (大阪市旅館業法の施行等に関する条例第 5 条第 2 号)				
	客室には換気のための窓を設け、その換気に有効な部分の面積は、当該客室の床面積(芯)に対して 1/20 以上とすること。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りでない。				都市計画局

5.施設基準				担当 部局
	① ブース型寝所	② カプセル型寝台	③ 棚状寝所	
1.環境衛生	客室の延床面積(内)は 33 m <sup>2</sup> 以上であること。ただし、宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、3.3 m <sup>2</sup> に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること (旅館業法施行令第 1 条第 3 項第 1 号)			
	・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること (旅館業法施行令第 1 条第 3 項第 4 号)			
	・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること (旅館業法施行令第 1 条第 3 項第 5 号) ・適当な数の便所を有すること (旅館業法施行令第 1 条第 3 項第 6 号)			
	上記基準については、「旅館業における衛生等管理要領」に準じること	・洗面所及び便所は客室を設置している階に原則として1ヶ所以上設けること。 ・洗面台及び小便器は定員 15 人以内に対し1個、大便器は定員 20 人以内に対し1個の割合で設けること	上記基準については、「旅館業における衛生等管理要領」に準じること	
	その他、大阪市旅館業法の施行等に関する条例により、定められた基準に適合する必要があります			

健康局

附 則

この指導基準は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- この指導基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この基準の施行前に旅館業法規制指導要綱に基づく計画届を提出している施設については、従前の例による。また、この基準の施行の際現に存する旅館業の施設を利用して新たに旅館業を営むために行われる申請に係る旅館業法第 3 条第 1 項の許可については、なお従前の例による。
- この基準の施行前に旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた旅館業の施設をこの基準の施行日以降に改修する場合には、当該改修する部分に限り、改正後のこの基準の規定を適用する。

担当部局	担当部署	問合せ先
都市計画局	建築指導部建築確認課	06-6208-9281
消防局	各消防署（予防担当）	
健康局	保健所環境衛生監視課	06-6647-0692